関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	新農村地域定住促進対策事業	市町村 農業者等の組織する団体	地域の特性を生かした農林漁業の体質強化、農林漁業関連地場産業の育成および企業の導入等による就業機会、所得の確保に重点を置き、あわせて自然環境の保全と環境を整備し、地域住民の社会活動を促進して農村地域の総合的な定住条件の整備を図る。
山	第三期山村振興農林漁業対策事業	市町村 公社 農業者等の組織する団体	山村振興計画に掲げる山村の振興の目的に即し、地域の特性に応じた農林漁業の振興、安定した就業機会の確保、農林漁業所得の増大、生活環境整備および農林漁業の福祉の向上を図り、もって山村地域の振興に資する。
山	中山間地域農村活性化総合整備事業	県 市町村	中山間地域の生活環境および生産基盤の整備を総合的に実施し、地域の活性化を図る。
	小規模土地改良事業(集落内環境整備)	市町村 土地改良区等	農村集落内環境の整備を実施し生活環境の改善を図ることを目的として、地域の実態に即した小規模な事業を実施する。
	農業水利施設高度利用事業	県 市町村 土地改良区等	ダム、頭首工、水路等の農業水利施設の有する水辺空間を活用し、農村地域における豊かで潤いのある生活環境を創造することを目的とする。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
高齢者労働力活用農林漁業施設…共同農園、牧場、釣場等 健康増進施設…緑地等利用健康増進施設(広場、植樹、テニスコート、バレーコート等)、農林漁者トレーニングセンター施設、健康管理施設 集落環境整備…生活改善センター、街灯等 地域社会再編整備…ふるさとセンター、多目的集会施設、郷土文化保存伝習施設			
農村地域定住促進対策事業とほぼ同じ	国 4/10～5/10 県 1/10	総合農政課	上中町　60年度～ 越前町　62年度～
農林漁家就業推進事業 緑地等観光利用施設整備事業…広場利用施設、野外運動施設、簡易宿泊施設、郷土文化保存伝習施設、旧家等保存施設、果樹園、花木園、釣場、中央管理センター等 農林漁家定住環境整備事業 山村開発拠点施設整備事業…基幹集落 集落環境整備事業…多目的集会施設、生活環境保全施設、排水路整備等 健康増進施設整備事業…山村広場、農林漁業者等健康増進施設 山村文化等保存伝習施設整備事業…郷土文化保存伝習施設 農林漁家高齢者活動推進事業…高齢者センター等	国 4.5/10～5/10 県 1/10	総合農政課 地域振興課	和泉村　56～63年度 池田町　56～元年度 小浜市内外海他6カ所 57～3年度 河野村　57～元年度 永平寺町浄法寺 志比谷 58年度～ 今庄町湯尾他3カ所　58年度～ 朝日町糸生　59年度 美浜町耳、山東　59年度～ 上中町熊川　60年度～ 名田庄村　60年度～ 丸岡町竹田　62年度～ 大飯町佐分利、大島　62年度～ 南条町南杣山　63年度～ 織田町萩野　元年度～
農村生活環境・施設整備事業 集落道整備、農村公園施設・用地整備、周辺景観整備、農業集落環境施設、集落防災安全施設 [地]　林野率1/2以上かつ傾斜度1/100以上の農地面積割合が1/2以上を占める地域	国 6/10 県 2.5/10～2/10 (未定)	農村整備課	
集落内環境整備事業…集落道路、集落排水、集落空間整備等	県 3/10 (事業費は1地区5,000千円以内)	農村整備課	
1　環境施設 ①　修景施設…施設周辺の緑化を図るための植栽等 ②　環境保全施設…ベンチ、バーゴラ、便所、水飲場、休憩所、案内所、駐車場等 ③　特認施設 2　基盤整備 ①　護岸施設 イ…景観の保持や親水を図る石積護岸螽ブロック、魚巣ブロック等 ロ…施設の保全に必要なのり面保護工、整地工、排水工等 ②　保安施設 イ…施設の管理を図るための管理用道路等 ロ…利用者の安全を図るための防護柵等 ③　特認施設	環境施設 国1/3 基盤施設 国 1/2 県営 3千万円以上 市町村 土地改良区等 1千万円以上	耕地課	

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
山	山村地域若者定住環境整備モデル事業	市町村	山村地域の将来を担う若者の定住を進めるために、都市的な余暇活動の充実、新しい地場産業開発による就業機会の増大、生活環境の改善および都市の若者との交流促進等、若者を取り巻く環境を総合的、モデル的に整備し、若者の定住を促し、活力ある山村づくりに資する。
山	山村地域資源高度活用推進モデル事業	市町村	地域産業の活性化、就業機会の確保を図るため、山村の地域資源を活用した農林水産物、地域特産品の生産施設等を整備および都市交流等の拠点となる施設の整備を図る。
山	新林業構造改善事業	市町村 森林組合 農業協同組合 林業者の共同体等	①生産から流通、加工に至る地域林業の組織化を図る。 ②林業生産活動の場である山村地域社会における林業者の定住条件を整備する。
山	林業山村活性化林業構造改善事業	市町村 森林組合 森林組合連合会 林業者等の組織する団体	① 生産性の高い林業の確立 ② 多様な需要に対応し得る国産材の加工・流通拠点づくり ③ 森林資源の総合的な活用による「森林むらづくり」 以上の3点を基本方向とし、林業、山村の活性化を図る。
水	新沿岸漁業構造改善事業 (後期対策)	市町村 漁業協同組合 漁業協同組合連合会 公社	基本地域沿岸漁業構造改善計画に基づいて、漁村における生活と生産活動の改善に関する漁村の環境条件の整備を行う。
水	沿岸漁業整備開発事業	市町村	効率の低下している沿岸漁業の生産力の回復を図るため、漁場の堆積物の除去、しゅんせつ、作れい等を行ない、漁場の機能を回復する。
水	漁業集落環境整備事業	市町村	漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善を総合的に図るため、集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編整備、環境改善施設のための用地等の整備を行う。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
若者センター、総合スポーツセンター(屋外スポーツ施設、夜間照明施設等)、山村生産公園、山村体験宿泊施設(宿泊棟、野営地、児童遊園施設等)	国 5/10 県 1/10	地域振興課	
地場産業開発促進事業 技術者養成、生産活動施設等 地場産業活性化事業 地域活性化センター、山村と都市交流センターなどの地域活性化拠点施設の整備	国 5/10 4.5/10、1/3 県 1/10	地域振興課	
山村、地区、広域各林業構造改善事業 林業経営近代化施設整備事業…生産流通加工施設等 地域林業活動施設整備事業…研修集会施設、林業総合センター等 林業定住化促進事業 森林総合利用促進事業…林間歩道、林間広場、花木植栽、鳥獣保護施設、林間キャンプ場、バンガロー、丸太遊具等 林業環境整備事業…健康増進施設(運動用建物、運動広場等)、休養福祉施設、山村広場、緑地休養施設(歩道、休憩施設等) 地域材産地化形成促進モデル事業 地域資源の高度利用促進施設整備 基盤整備(機械) 国産材生産高度化促進モデル事業 高度林業生産促進施設整備 基盤整備(林業生産性向上施設)	国 4/10~5/10 県 2/10~1/10	林政課	(山村林業構造改善事業) 61年度 敦賀市、武生市、大野市、勝山市 美山町、和泉村、池田町、今庄町 62年度 敦賀市、武生市、勝山市、美山町 和泉村、池田町、今庄町 63年度 武生市、勝山市、美山町 和泉村、池田町、今庄町 元年度 武生市、美山町、和泉村 池田町、今庄町、清水町 (地区林業構造改善事業) 61年度 永平寺町、今立町、河野村、朝日町、高浜町 62年度 今立町、河野村、朝日町、高浜町 63年度 同上 元年度 今立町、河野村 (地域材産地化形成促進モデル事業) 63年度 足羽川地域(福井市、美山町、池田町) 元年度 同上 (国産材生産高度化促進モデル事業) 元年度 若狭西部地域(小浜市、上中町)
総合的・産地形成型・資源活用型地域活性化型林業構造改善事業 ・生産拠点施設整備事業 (基盤整備、生産施設、技術拠点施設) ・林業経営近代化施設整備事業 (林産物加工、流通・販売施設、林業情報処理施設、複合経営推進施設) ・林業者定住化促進事業 森林体験交流施設…(林業体験林、森林浴歩道、林間広場、テニスコート、サイクリングロード、体験交流センター、キャンプ場、バンガロー、丸太遊具等) 環境整備…(健康増進・管理施設、集会施設、連絡道、山村広場、簡易給排水施設)	国 4/10~5/10 (但し地域活性化型は5/10) 県 1/10~2/10	林政課	
漁村環境整備事業…漁業連絡道、漁村センター、漁村広場、海浜環境活用施設等	国 1/2(漁村センターは1/3の場合有) 県 2/10(漁村センターは1/10)	水産課	元年度 美浜町日向 (漁村センター)
小規模漁場保全事業 沿岸漁場の堆積物の除去、しゅんせつ、作れい等 [地] 沿岸漁場整備開発海域(概ね水深 100m以浅の福井県海域)	国 1/2 県1/4	水産課	60年度~元年度 小浜湾(小浜市大飯町) 61年度~元年度 敦賀湾(敦賀市) 元年度 小浜湾(高浜町)
・漁業依存度または漁家率が50%以上で今後とも漁業の振興を図ることが適当な集落 ・長期計画に基づき漁港整備事業を実施する漁港に係る集落であること	国 1/2 県 1/4~1/5	漁港課	日向漁港(美浜町) 世久見漁港(三方町) 内外海漁港(小浜市) 管浜漁港(美浜町)

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	過疎地域総合センター(コミュニティ・センター)建設事業	過疎地域市町村	過疎地域において、コミュニティ活動を基盤とした自治機能の向上を図るため、複合的機能(行政、教育文化、生産関連機能等)を有する施設を建設する。
	過疎地域総合センター(高齢者コミュニティセンター)建設事業	過疎地域市町村	人口の高齢化が激しい過疎地域において、高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進に寄与するために高齢者を中心とした生産、創作活動、集会、研修、休養等の多目的な利用が可能な施設を建設する。
	地域行動推進事業	市町村	定住圏整備の基本構想に沿った地域住民の主体的な活動である地域行動を支援する施設の整備等について所要の補助を行い、もって田園都市構想の目標とする地域社会の形成に資する。
	花と緑の都市モデル地区整備事業	市町村	人口の地方定住の受皿である地方都市を花と緑で潤すことにより、その個性と魅力を向上させ、もって人口の地方定住の推進に資する。 各都市において緑化の推進に対する認識は非常に高まっており、各種の施策も広汎な範囲に広がってきていることから、花と緑の都市モデル地区整備事業は、これをうけて、これらの施策を包括しながら総合的なまちづくりのマスタープランを策定し、緑を軸としたモデル的な事業を、これからのまちづくりの原動力として生かしていこうというものである。 市町村が独自に花と緑を軸とした総合的な整備計画(マスタープラン)を、都市全体を対象として策定し、その中で、モデル的に整備することによって計画の推進に先導的な効果が期待できると位置づけられる事業(水辺等の緑化、花と緑の小広場の整備、通りの修景・緑化・花と緑の小道の整備等)を補助対象事業として実施する。
	リフレッシュふるさと推進モデル事業	過疎地域市町村	過疎地域の魅力、特性を生かしつつ、都市等との交流、地域資源の自主的な保全管理を図る新たな視点からの〝ふるさとづくり〟を推進することにより、過疎地域の特性に応じた役割や個性の充実、強化とともにイメージの向上に資することを目的とする。 ①地域の特性の自覚とアピール 自覚しアピールしたいと考える特性またはイメージを3つのキーワードで示す。 ②地域イメージの具体化とマーケティング 都市等との交流、自然環境および歴史的文化所産等の保全管理に関する計画(基本方針、行動計画および施設整備計画)を策定するとともに、過疎地域振興計画の内容として定めることにより、地域のイメージの具体化とマーケティングを行う。 ③事業の促進 上記の計画に基づいて実施する施設や地域の整備
	まちづくり特別対策事業	県 市町村	地方公共団体が、地域の実情に即して地方単独事業を実施し、個性的で魅力あるまちづくり、地域づくりを積極的に推進することを目的とする。 広域市町村圏計画の実施計画に盛り込んだ事業から、広域市町村圏でまちづくり事業計画を作成し、それに基づき実施される事業について、地域総合整備事業債(特別分、一般分)が充当され、特別分についての元利償還金に一部交付税措置が行われる。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
・事業の実施につき漁業者、住民、市町村等の意欲が高いこと [地] 原則として漁港法第5条の規定による漁港区域内			神子漁港(三方町)
コミュニティ・センター(人口規模に応じて、概ね延床面積 700～1,500㎡)	国 1/3	地域振興課	
高齢者コミュニティ・センター (延床面積 300㎡程度)	国 1/3	地域振興課	
事業期間…3年間 伝統文化の里づくり 各地の風土に根ざした伝統ある文化、芸能等を活発化させ、地域文化を高め、圏域づくりを推進する。 伝統工芸の里づくり 各地の地域特性を生かした伝統工芸の保存、継承を行い、その振興を図り、圏域づくりを推進する。 ふるさと景観づくり(せせらぎづくり、町並みづくり) 各地の歴史的、伝統的景観の保存、整備を図り、圏域づくりを推進する。	国 1/2	地域振興課	
花と緑を軸とした総合的な整備計画の策定および当該計画に盛り込まれた各種事業 事業期間 計画策定1年、事業実施3年	国 1/2	地域振興課	大野市　61年度～
都市等との交流、自然環境および歴史的・文化的所産等の保全管理に関する計画に基づいて実施する施設や地域の整備	国 4.5/10	地域振興課	河野村　63年度～元年度
[一般事業の対象事業] まちづくり事業計画の対象事業(個性的で魅力あるまちづくり、地域づくりのために県および市町村が計画的に行なう公共施設の整備のための単独事業)のうち、特別事業の対象事業以外の事業	単独事業	市町村課	事例多数

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	ふるさとづくり特別対策事業	県 市町村	地方公共団体が自らの企画により単独で行なう事業であって、地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりと多極分散型国土の形成を進めるうえで緊要度の高い事業を強力に推進することを目的とする。 県が作成する「ふるさとづくり基本計画」に盛り込まれた事業で、自治省に採択された事業については、地域総合整備事業債(ふるさとづくり事業分)が認可され、その元利償還金の一部が交付税措置されるほか、対象事業費の一部についても交付税措置される。
	市町村地域振興対策事業	市町村	市町村が地域の特性を生かした活性化事業やまちづくり事業を積極的に推進できるよう財政力に応じて支援を行ない、市町村の均衡ある発展に資することを目的とする。 市町村が単独で実施する地域の自主性、独創性、地域性にあふれた地域経済活性化と魅力あるまちづくりのための事業について、県がその事業費の一部を補助する。
	防災まちづくり事業	県 市町村(一部事務組合を含む)	地方公共団体が、地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりの実現を目指す。 これら基づき実施される事業について、地域総合整備事業債(特別分・一般分)が充当され、特別分についての元利償還金に一部交付税措置が行われる。

※[地]　特定の地域にのみ適用可能な場所の地域要件

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
[特別事業の対象事業] ①個性的で魅力あるまちづくり・地域づくりに資する根幹的な公共施設の整備事業 道路財源を上回って実施されるまちづくりに必要な道路等、緑のオープンスペースづくりのための公園緑地等、買物公園等、文化・スポーツ・レクリェーション施設等 ②広域市町村圏の中核となる公共施設の整備事業 リージョン・プラザ、広域総合運動公園等 ③地域経済活性化のための公共施設の整備事業 地域産業センター、地域資源活用観光施設等			
1 リゾート地域整備プロジェクト 2 地域産業育成・高度化支援プロジェクト 3 スポーツ振興・健康づくりプロジェクト 4 アメニティ対策推進プロジェクト 5 イベント関連プロジェクト 6 地域間交流推進プロジェクト 7 ウォーターフロント整備プロジェクト 8 半島振興プロジェクト 9 歴史的建造物復元・活用プロジェクト 10 情報ネットワーク構築プロジェクト	単独事業	市町村課	
地場産業振興事業、農林漁業振興事業、商業振興事業、観光振興事業、スポーツ・レクリェーション施設整備事業、青少年健全育成事業、高齢者生きがい対策事業、教育・文化施設整備事業、その他知事が特に認めた事業	地域総合整備事業債対象事業 県 10/100～15/100 その他の事業 県 1/10～1/3 限度額 30,000千円	市町村課	
防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、同積載車、防災無線施設、消防緊急情報システム、災害弱者緊急通報システムモデル事業、避難路、避難地等	単独事業	消防防災課	元年度 福井市、勝山市、芦原町 丸岡町、宮崎村、 福井地区消防組合、大野地区消防組合 吉田地区消防組合、嶺北消防組合 鯖江・丹生消防組合、南越消防組合 敦賀美方消防組合、若狭消防組合